

静岡県地域防災計画（平成 25 年 6 月修正）

ボランティアに関する記述（抜粋 69p）

共通対策の巻 第 3 章 災害応急対策計画 第 25 節 ボランティア活動支援計画

災害時のボランティア受け入れ手引き（平成 25 年度改訂版）

第25節 ボランティア活動支援計画

県及び市町は、ボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

1 県の実施事項

区 分	内 容
静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用	・県は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に(福)静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。 ・静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 ・静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市町災害ボランティア本部の支援、市町災害ボランティア本部との連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。 ・県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。 ・県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。
ボランティア団体等に対する情報の提供	県は、(福)静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
ボランティア活動経費の助成	県は、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの活動経費に充当する。
ボランティア活動資機材の提供	県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターにおけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

2 市町の実施事項

区 分	内 容
市町災害ボランティア本部の設置及び運用	・市町は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に市町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市町災害ボランティア本部を設置する。 ・市町災害ボランティア本部は、市町社会福祉協議会ボランティアセンターの職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 ・市町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市町災害ボランティア本部に配置し、その活動を支援する。
ボランティア活動拠点の設置	・市町は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。 ・市町は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。
ボランティア団体等に対する情報の提供	市町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
ボランティア活動資機材の提供	市町は、市町災害ボランティア本部及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

災害時のボランティア 受け入れ手引き

(平成 25 年度改訂版)



静岡県危機管理部

静岡県社会福祉協議会・静岡県ボランティア協会

はじめに

近年、平成 7 年の阪神・淡路大震災や平成 23 年の東日本大震災など、大規模災害の発生時には、全国からボランティアが被災地の支援に駆けつけ、その復旧・復興に大きな役割を果たしてきました。一方で、災害時にボランティアを迅速かつ円滑に受け入れる体制を整えることには、今だに課題があるとされています。

東海地震等の大規模災害が想定される静岡県では、県内の多くの地域が一度に被災する恐れがあります。そのような災害時においても、いち早く復旧・復興に向けた取組を進めていくには、自助・共助を原則としつつ、県内外からのボランティアを各地域で受け入れる体制を、災害が発生していない段階から予め整えておく必要があります。

本手引きは、災害時のボランティア活動を支援するために、県または市町ごとに設置される災害ボランティア本部の役割や組織、運営などについて取りまとめたものです。本県で災害時のボランティア活動に関わる人々が、ボランティアの受け入れ体制について共通の認識を持って整備を進めることや、災害時に効果的な支援活動を行うための参考として、本手引きを活用されることを願っています。

なお、平成 25 年 6 月の静岡県地域防災計画の修正において、従来計画していた災害時の静岡県災害ボランティア支援センター設置をとりやめ、その代わりに静岡県災害ボランティア本部・情報センター内に市町支援チームを設けるなど、災害時のボランティアの受け入れ体制の見直しがされました。本手引きは、この見直しを踏まえた修正をしたほか、内容の整理をしたものです。

平成 26 年 3 月
静岡県危機管理部
静岡県社会福祉協議会
静岡県ボランティア協会

目 次

1	災害時のボランティアの受け入れ体制について	1
2	市町災害ボランティア本部とは	3
3	静岡県災害ボランティア本部・情報センターとは	5
4	市町支援チームとは	7
5	静岡県内社会福祉協議会一覧	10
6	静岡県内災害ボランティア本部設置予定場所一覧	11
7	静岡県災害対策本部・方面本部設置予定場所一覧	12
8	静岡県第4次地震被害想定	12



(左上)
災害ボランティアの受け入れの様子
(平成 25 年西伊豆町豪雨災害での
同町災害ボランティア本部)



(右下)
東日本大震災での足湯ボランティア

1 災害時のボランティア受け入れ体制について

静岡県の地域防災計画では、県及び市町は、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティア活動への支援体制を整えることとしています。具体的には、ボランティアの活動を支援するため大規模災害が発生すると、次の活動拠点・組織が設置されることになります。

○市町災害ボランティア本部

市町ごとに設置します。(→ P3・P4)

○静岡県災害ボランティア本部・情報センター (以下、「県本部・情報センター」という。)

県で一ヶ所、静岡市内に設置します。(→ P5・P6)

○市町支援チーム

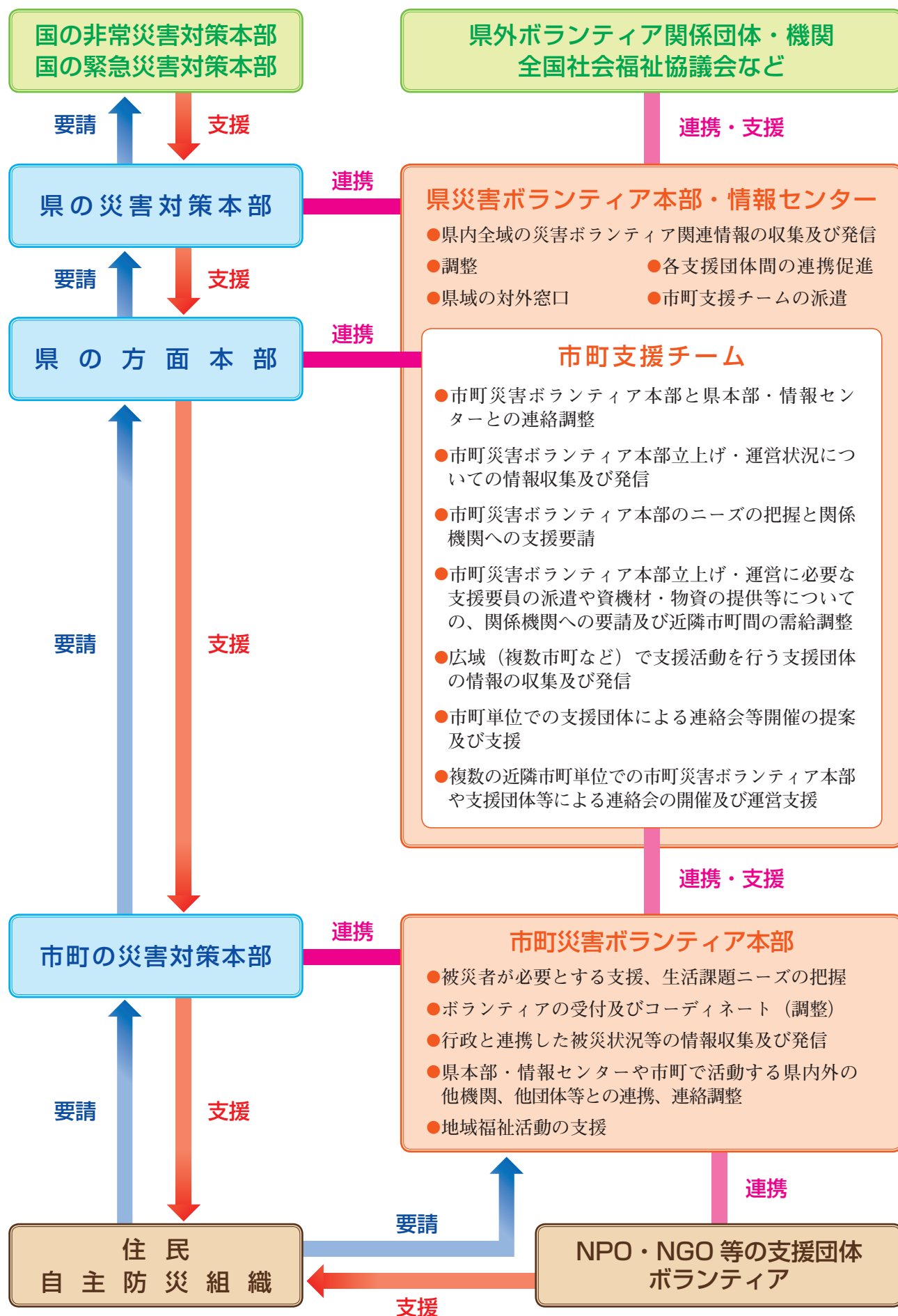
必要により県本部・情報センターの組織の一部として設置され、市町災害ボランティア本部等へ派遣されます。(→ P7～P9)

これらの活動拠点・組織は、平常時から設置されているものではなく、災害が発生してから設置されることになっています。それぞれ市町災害対策本部、県災害対策本部、県災害対策本部方面本部と連携しながら活動しますが、行政の指揮下に入るわけではありません。

また、静岡県では、住民で構成する自主防災組織がほぼ全ての地域で組織され、互いに協力しながら、組織的に防災活動に取り組んでいます。この他、地域には、消防団や民生・児童委員、学校、事業所など防災力の向上に携わる多様な人々・団体があり、ボランティアの受け入れにあたっては、これらと互いに連携・協力することが不可欠です。

なお、本手引きで示すボランティアの受け入れ体制は、現実に展開される全てのボランティア活動がその枠に収まるのではなく、多種多様な団体がそれぞれの理念や方法で支援活動を行うことが予想されます。こうした団体と臨機応変に協力し合い、情報交換や役割分担をしながら支援活動を進めることも大切です。

○災害時のボランティアの受け入れ体制図



2 市町災害ボランティア本部とは

市町災害ボランティア本部とは、各市町行政が、災害時に市町社会福祉協議会（以下、「市町社協」という。）と連携して設置する地域密着型の組織であって、被災者とボランティアをつなぎ、被災者の自立と生活再建に向けて活動する被災地現場の活動拠点です。

（１）市町災害ボランティア本部の主な役割

- ①被災者が必要とする支援、生活課題ニーズの把握
- ②ボランティアの受付及びコーディネート（調整）
- ③行政と連携した被災状況等の情報収集及び発信
- ④県本部・情報センターや市町で活動する県内外の他機関、他団体等との連携、連絡調整
- ⑤地域福祉活動の支援
- *⑥生活福祉資金の貸付（災害特例による緊急小口資金の貸付）
- *⑦福祉サービス利用支援事業
- *⑧在宅福祉サービス
- *⑨被災者に対する生活支援・相談活動の取組と生活支援相談員の設置

※ *は災害ボランティア本部と連携し、市町社協等が実施する支援事業

（２）市町災害ボランティア本部の運営

市町社協を中心に地元住民、関係団体等と連携しながら地元主体・被災者中心・協働の原則のもとに運営されることになります。

大規模災害となればなるほど、市町社協だけでの運営は難しいことから、運営にあたっては、必ずしも災害に特化していない一般のボランティア団体やNPO、企業、各種地縁組織等の協力を得ることが求められます。平常時からのこれら団体・組織との理解促進、人材の発掘、連携等が重要です。

※具体的な運営方法や組織は、市町ごとに異なります。

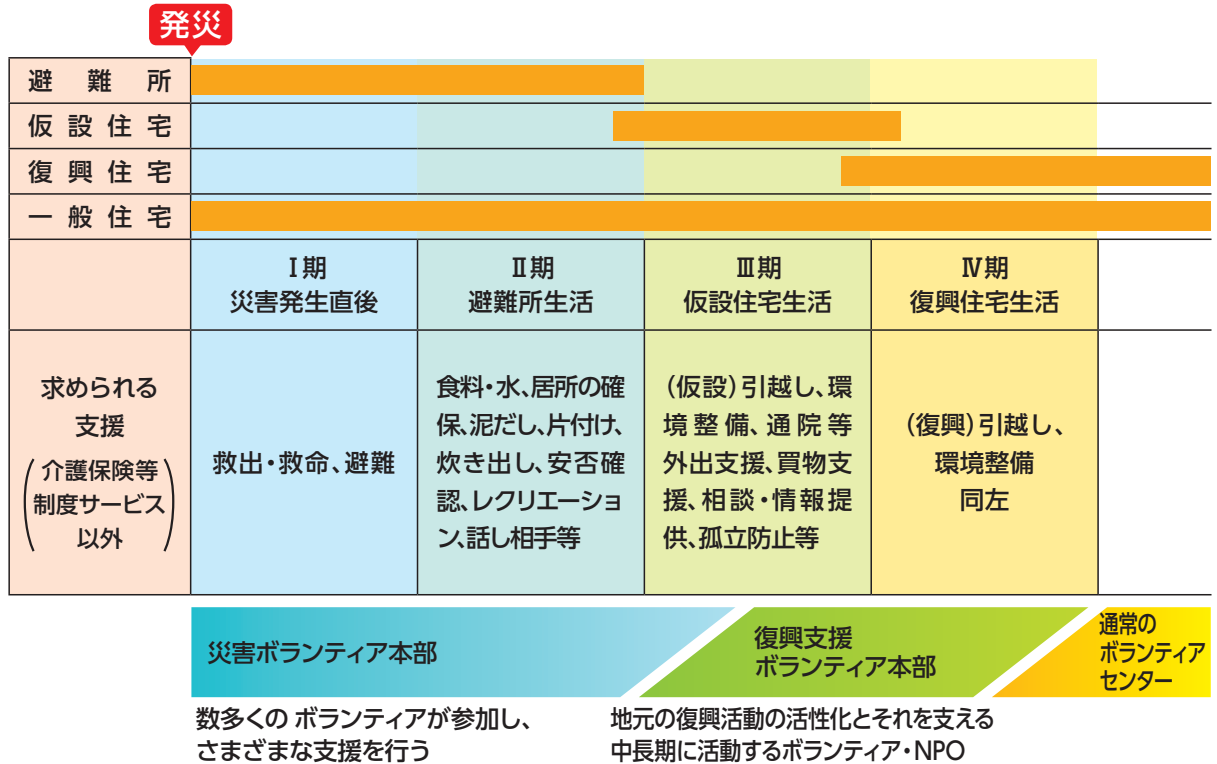
（３）市町災害ボランティア本部運営における留意点（５つのC）

- ①地域性を大切にすること（コミュニティ）
- ②協働体制を創り出すこと（コラボレーション）
- ③個別・多様・柔軟な支援活動を創り出すこと（コーポレーション）
- ④被災者とボランティアをつなぐこと（コーディネーション）
- ⑤災害ボランティアコーディネーター組織の運営を好循環させること（コミュニケーション）

※（出典）全国社会福祉協議会、「平成24年度災害ボランティアセンター運営者研修」資料より抜粋

(4) 市町災害ボランティア本部の支援展開

次の図のとおり、被災者の生活フェーズに合わせた支援展開が必要です。



※(出典) 全国社会福祉協議会地域福祉部、「災害時における社会福祉協議会の事業展開と生活支援相談員の取組み」(平成25年3月)より改変

【市町災害ボランティア本部が応えるニーズ】

市町災害ボランティア本部に寄せられるニーズは、本人や家族だけでは対応しきれず(場合によっては行政も応えきれない)、手助けを必要としているものです。

例えば、居所の確保、食料・水の配布、炊き出し、(自宅の)泥出し・片づけ、そして安否確認などが挙げられます。

また、被災者との交流につながる活動展開も期待されています。

【市町災害ボランティア本部から、市町復興支援ボランティア本部へ】

被災者が避難所から仮設住宅、仮設住宅から復興住宅に移る時期に至ると、それまで主であった泥出しなどに代わり、被災者の生活支援、自立支援に向けたボランティア活動が求められてくるため、名称を「市町復興支援ボランティア本部」などに変更し、市町社協内の各部門や関係機関、地元住民等と協働し、被災者(住民)の生活を支えていくこととなります。

この活動は、仮設、復興住宅だけを対象とせず、自宅や親戚宅等に滞在する人にも同様の対応が求められます。

3 静岡県災害ボランティア本部・情報センターとは

静岡県災害ボランティア本部・情報センター（以下、「県本部・情報センター」という。）とは、県内に1ヶ所設置され、県内全域を対象にボランティア活動の支援を行う広域拠点です。

（1）県本部・情報センターの役割

①県内全域にわたる災害ボランティア関連情報の収集及び発信

県内の被害状況や市町災害ボランティア本部及び内外支援団体の活動状況などについて、関係各方面から情報を収集し、常に全体像が把握できるように努めます。各市町の災害ボランティア本部情報はそれぞれの本部が発信しますが、県本部・情報センターも集めた情報をもとに発信していきます。また、被災地の外に向けて、ボランティア受け入れ体制やボランティア活動支援金の呼びかけなどの全体情報を発信します。

②調整

応援要請など県内外の関係各方面との連絡調整や、県災害対策本部との連絡調整などを行います。

③各支援団体間の連携促進

県内外からの団体による支援が県内全体として効果的に行われるよう、団体間の連携を促進します。

④県域の対外窓口

県域の災害ボランティア本部として、マスコミや行政、県内外の支援団体などとの総合窓口となります。

⑤市町支援チームの派遣

市町災害ボランティア本部が円滑に機能するよう、市町災害ボランティア本部と県本部・情報センターや県内外の支援団体などとの間の連絡調整役を担う市町支援チームを派遣し後方支援を行います。

(2) 県本部・情報センターの組織・運営

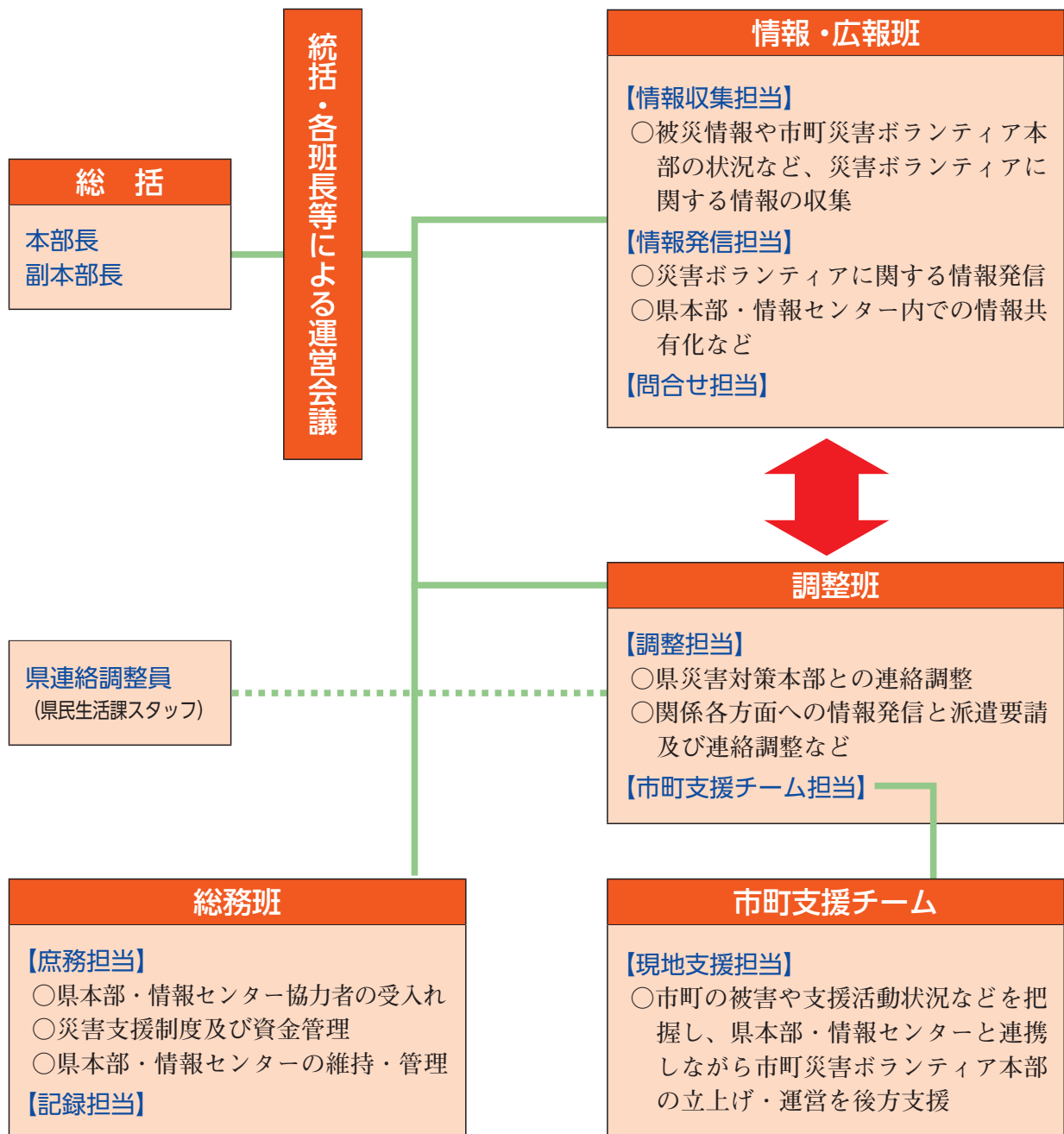
①設置

県が、県社会福祉協議会・県ボランティア協会と連携し、静岡県総合社会福祉会館2階に設置します。

②運営

県社会福祉協議会職員・県ボランティア協会職員・県内外の支援団体職員やボランティアコーディネーターなどが運営にあたります。

○県本部・情報センターの組織図



4 市町支援チームとは

市町支援チームとは、市町災害ボランティア本部を巡回し、その活動を支援するために設けられる、県本部・情報センターの組織の一部です。

(1) 市町支援チームの主な役割

- ①市町災害ボランティア本部と県本部・情報センターとの連絡調整
- ②市町災害ボランティア本部立上げ・運営状況についての情報収集及び発信
- ③市町災害ボランティア本部のニーズの把握と関係機関への支援要請
- ④市町災害ボランティア本部立上げ・運営に必要な支援要員の派遣や資機材・物資の提供等についての、関係機関への要請及び近隣市町間の需給調整
- ⑤広域（複数市町など）で支援活動を行う支援団体の情報の収集及び発信
- ⑥市町単位での支援団体等による連絡会の開催提案及び支援
- ⑦複数の近隣市町単位での市町災害ボランティア本部や支援団体等による連絡会の開催及び運営支援

(2) 市町支援チームの構成

1 チーム 2 人以上の複数人で構成することを原則として、次の者を中心に県本部・情報センターが編成します。

- ・ 静岡県社会福祉協議会職員及び静岡県ボランティア協会職員
- ・ 都道府県・指定都市社会福祉協議会ブロック派遣職員
- ・ 県外の災害ボランティアコーディネーター（支援P、NPO、NGO等）
〈被災状況に応じて、協力が可能な場合〉
- ・ 県内の市町社協職員・県内の災害ボランティアコーディネーター
- ・ 県内外の企業及び各種団体（青年会議所等）

【支援Pとは】

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議の略称です。企業、NPO、社会福祉協議会、共同募金会等により構成されるネットワーク組織です。平成 16 年の新潟中越地震の後、平成 17 年 1 月から中央共同募金会に設置されました。

平常時には、災害支援に関わる調査・研究、人材育成や啓発活動を行うとともに、災害時には多様な機関・組織、関係者などが協働・協力して被災者支援にあたっています。

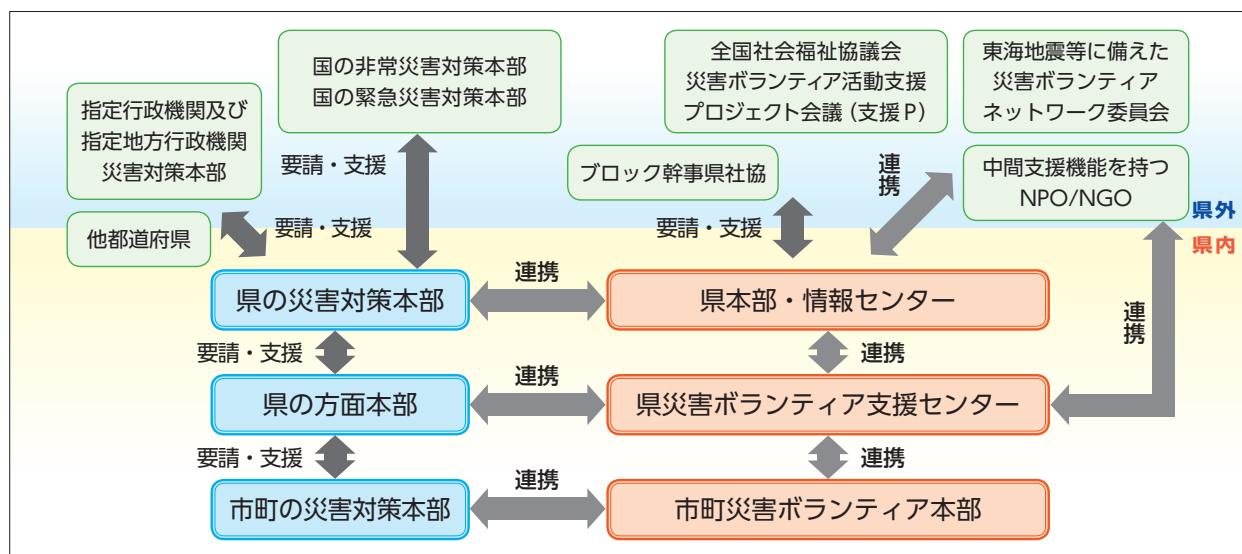
(3) 市町支援チームの運営

1 チームの担当区域は、チームを構成する人員の集まり具合や各地の被災・復旧状況を踏まえ、担当区域の想定表（9 ページ参照）に基づき県本部・情報センターが設定し、状況の変化に応じて柔軟に変更します。

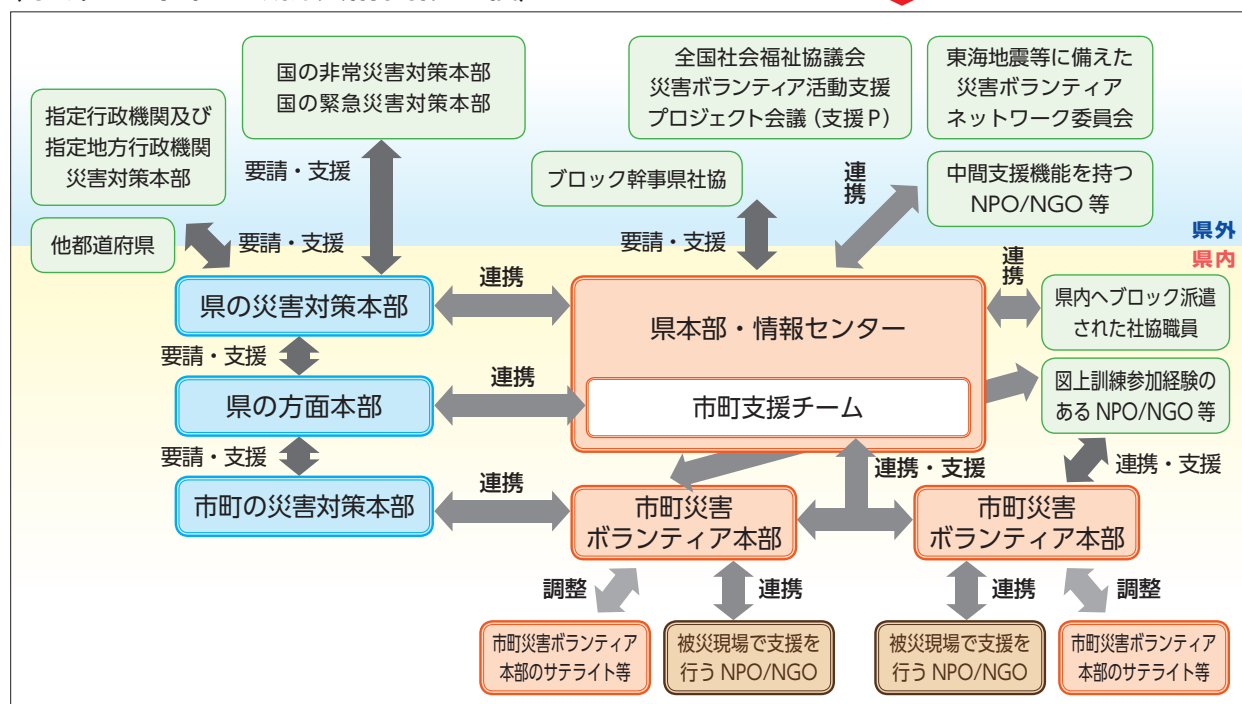
市町支援チームは巡回するにあたって、必要により、県が予め選定した施設・場所などに宿営地を設けます。

○大規模災害発生時の災害ボランティアの体制（変更イメージ）

〈平成 25 年県地域防災計画修正前〉



〈平成 25 年県地域防災計画修正後〉



※市町災害ボランティア本部の支援を特定の場所に留まって行うのではなく、被災地市町を機動的に巡回しながら行うため、体制を変更しました。

○市町支援チーム担当区域の想定表

概ね災害初期 または災害後期						人員の集まり具合や被災・復旧 状況に応じて担当区域を変更する						概ね災害中期						県地域 危機 管理局		
一次地域	熱海市					二次地域	熱海市					三次地域	熱海市					東部		
	伊東市						伊東市						伊東市							
	東伊豆町						東伊豆町						東伊豆町					賀茂		
	河津町						河津町						河津町							
	下田市						下田市						下田市							
	南伊豆町						南伊豆町													
	松崎町						松崎町													
	西伊豆町						西伊豆町													
一次地域	伊豆市					二次地域	伊豆市					三次地域	伊豆市					東部		
	伊豆の国市						伊豆の国市						伊豆の国市							
	函南町						函南町						四次地域	函南町						
	三島市						三島市							三島市						
	清水町						清水町							清水町						
	長泉町						長泉町							長泉町						
	沼津市						沼津市							沼津市						
	御殿場市						御殿場市						御殿場市							
	裾野市						裾野市						裾野市							
	小山町						小山町						小山町							
	富士宮市						富士市						富士市							
	富士市						富士宮市						富士宮市							
一次地域	静岡市					二次地域	静岡市					三次地域	静岡市					中部		
	焼津市						焼津市						焼津市							
	藤枝市						藤枝市						藤枝市							
	吉田町						吉田町						吉田町							
	牧之原市						牧之原市						牧之原市							
	島田市						島田市						島田市							
	川根本町						川根本町						川根本町							
一次地域	御前崎市					二次地域	御前崎市					三次地域	御前崎市					西部		
	掛川市						掛川市						掛川市							
	菊川市						菊川市						菊川市							
	袋井市						袋井市						袋井市							
	森町						森町						森町							
	磐田市						磐田市						磐田市							
	浜松市						浜松市													
	湖西市						湖西市													

5 静岡県内社会福祉協議会 一覧

〈市町関係〉

社協名	郵便番号	事務所所在地	電話番号	FAX番号
下田市社会福祉協議会	415-0024	下田市 4-1-1 下田市総合福祉会館内	0558-22-3294	0558-22-0584
東伊豆町社会福祉協議会	413-0304	東伊豆町白田306 東伊豆町保健福祉センター内	0557-22-1294	0557-23-0999
河津町社会福祉協議会	413-0504	河津町田中212-2 保健福祉センター内	0558-34-1286	0558-34-1312
南伊豆町社会福祉協議会	415-0304	南伊豆町加納590-1 南伊豆町武道館内	0558-62-3156	0558-62-3156
松崎町社会福祉協議会	410-3612	松崎町宮内272-2 総合福祉センター内	0558-42-2719	0558-42-2719
西伊豆町社会福祉協議会	410-3501	西伊豆町宇久須258-4	0558-55-1313	0558-55-1330
沼津市社会福祉協議会	410-0032	沼津市日の出町 1-15 ぬまづ健康福祉プラザ「サンウェルぬまづ」内	055-922-1500	055-922-1502
熱海市社会福祉協議会	413-0015	熱海市中央町 1-26 総合福祉センター 4 階	0557-86-6339	0557-86-6341
三島市社会福祉協議会	411-0841	三島市南本町20-30 三島市社会福祉会館内	055-972-3221	055-972-3466
富士宮市社会福祉協議会	418-0005	富士宮市宮原 7-1 富士宮市総合福祉会館内	0544-22-0054	0544-22-0753
伊東市社会福祉協議会	414-0046	伊東市大原 1-7-12 保健福祉センター内	0557-36-5512	0557-36-1199
富士市社会福祉協議会	416-8558	富士市本市場432-1 フィランセ東館 1 階	0545-64-6600	0545-64-6567
御殿場市社会福祉協議会	412-0042	御殿場市萩原988-1 御殿場市民交流センター「ふじざくら」内	0550-70-6801	0550-89-5501
裾野市社会福祉協議会	410-1117	裾野市石脇524-1 裾野市福祉保健会館内	055-992-5750	055-993-5909
伊豆市社会福祉協議会	410-2505	伊豆市八幡33-1 中伊豆保健福祉センターふれあいプラザ内	0558-83-3013	0558-75-7200
伊豆の国市社会福祉協議会	410-2123	伊豆の国市四日町302-1 葦山福祉・保健センター内	055-949-5818	055-949-2540
函南町社会福祉協議会	419-0107	函南町平井717-28 函南町保健福祉センター内	055-978-9288	055-979-5212
清水町社会福祉協議会	411-0903	清水町堂庭221-1 清水町福祉センター内	055-981-1665	055-981-0025
長泉町社会福祉協議会	411-0943	長泉町下土狩967-2 長泉町福祉会館内	055-988-3920	055-986-3794
小山町社会福祉協議会	410-1311	小山町小山75-7 小山町健康福祉会館内	0550-76-9906	0550-76-9907
静岡市社会福祉協議会	420-0854	静岡市葵区城内町 1-1 静岡市中央福祉センター内	054-254-5213	054-252-2420
島田市社会福祉協議会	427-0042	島田市中央町 5-1 島田市民総合施設「プラザおおるい」内	0547-35-6244	0547-34-3261
焼津市社会福祉協議会	425-0088	焼津市大覚寺3-2-2 焼津市総合福祉会館 「ウェルシップやいづ」内	054-621-2941	054-626-0573
藤枝市社会福祉協議会	421-1131	藤枝市岡部町内谷1400-1 藤枝市福祉センター「きすみれ」内	054-667-2940	054-667-3319
牧之原市社会福祉協議会	421-0524	牧之原市須々木140 牧之原市相良総合センター「い〜ら」内	0548-52-3500	0548-52-5585
吉田町社会福祉協議会	421-0303	吉田町片岡795-1 吉田町健康福祉センター「はあとふる」内	0548-34-1800	0548-33-2606
川根本町社会福祉協議会	428-0415	川根本町上岸90 川根本町福祉センター内	0547-59-2315	0547-59-4139
浜松市社会福祉協議会	432-8035	浜松市中区成子町140-8 福祉交流センター内	053-453-0580	053-452-9218
磐田市社会福祉協議会	438-0077	磐田市国府台57-7 i プラザ(磐田市総合健康福祉会館) 1 階	0538-37-4824	0538-37-4866
掛川市社会福祉協議会	436-0079	掛川市掛川910-1 掛川市総合福祉セン ター「あいりーな」 2 階	0537-22-1294	0537-23-3319
袋井市社会福祉協議会	437-0013	袋井市新屋 1-2-1 総合センター内	0538-42-7914	0538-43-6305
湖西市社会福祉協議会	431-0442	湖西市古見 1044 健康福祉センター内	053-575-0294	053-575-0263
御前崎市社会福祉協議会	437-1622	御前崎市白羽 5402-10 御前崎ふれあい福祉センター「なごみ」内	0538-63-5294	0548-63-5299
菊川市社会福祉協議会	439-0019	菊川市半済 1865 菊川市総合福祉センター内	0537-35-3724	0537-35-3202
森町社会福祉協議会	437-0215	森町森 50- 1 森町保健福祉センター内	0538-85-5769	0538-85-1294

〈県関係〉

静岡県社会福祉協議会	420-8670	静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館「シズウェル」内	054-254-5248	054-251-7508
------------	----------	--------------------------------------	--------------	--------------

6 静岡県内災害ボランティア本部設置予定場所 一覧

地域	市町名	設置予定場所	設置予定場所所在地
賀茂	下田市	下田市高齢者生きがいプラザ	下田市敷根761
	東伊豆町	東伊豆町いきいきセンター	東伊豆町稲取410-1
	河津町	河津町保健福祉センター	河津町田中212-2
	南伊豆町	南伊豆町武道館	南伊豆町加納590-1
	松崎町	松崎町勤労者体育センター	松崎町道部565-3
	西伊豆町	西伊豆町福祉センター	西伊豆町仁科393
東部	沼津市	ぬまづ健康福祉プラザ「サンウェルぬまづ」	沼津市日の出町1-15
	熱海市	未定	未定
	三島市	三島市社会福祉会館	三島市南本町20-30
	富士宮市	富士宮市総合福祉会館	富士宮市宮原7-1
	伊東市	伊東市保健福祉センター (代替)伊東市役所	伊東市大原1-7-12 伊東市大原2-1-1
	富士市	富士市フィランセ健康増進ホール	富士市本市場432-1
	御殿場市	御殿場市民交流センター「ふじざくら」	御殿場市萩原988-1
	裾野市	裾野市福祉保健会館	裾野市石脇524-1
	伊豆市	中伊豆保健福祉センター「ふれあいプラザ」	伊豆市八幡33-1
	伊豆の国市	菰山福祉・保健センター	伊豆の国市四日町302-1
	函南町	函南町保健福祉センター	函南町平井717-28
	清水町	清水町福祉センター	清水町堂庭221-1
	長泉町	長泉町福祉会館	長泉町下土狩967-2
	小山町	小山町健康福祉会館	小山町小山75-7
	静岡市	(市災害ボランティア本部) 静岡市中央福祉センターまたは番町市民活動センター	静岡市葵区城内町1-1 または静岡市葵区一番町50
		(静岡地区災害ボランティアセンター) 静岡市番町市民活動センター	静岡市葵区一番町50
		(清水地区災害ボランティアセンター) 静岡市清水社会福祉会館「はーとぴあ」	静岡市清水区宮代町1-1
		(蒲原地区災害ボランティアセンター) 静岡市蒲原保健福祉センター	静岡市清水区蒲原721-4
中部	島田市	島田市民総合施設「プラザおおるり」1階	島田市中心町5-1
	焼津市	焼津市総合福祉会館「ウェルシップやいづ」 ボランティアビューロ	焼津市大覚寺3-2-2
	藤枝市	藤枝市文化センター	藤枝市駅前2丁目1-2
	牧之原市	牧之原市相良総合センター「い〜ら」	牧之原市須々木140
	吉田町	吉田町健康福祉センター「はあとふる」	吉田町片岡795-1
	川根本町	川根本町山村開発センター	川根本町上長尾627
西部	浜松市	(市本部)浜松市福祉交流センター	浜松市中区成子町140-8
		(中区)地域情報センター	浜松市中区中央1丁目12-7
		(東区)東区役所	浜松市東区流通元町20-3
		(西区)西区役所	浜松市西区雄踏1丁目31-1
		(南区)南区役所	浜松市南区江之島600-1
		(北区)細江介護予防センター	浜松市北区細江町気賀4581

地域	市町名	設置予定場所	設置予定場所所在地
西部	浜松市	(浜北区)高齢者ふれあい福祉センター	浜松市浜北区小林1272-1
		(天竜区)天竜区役所	浜松市天竜区二俣町二俣481
	磐田市	磐田市総合健康福祉会館「i プラザ」	磐田市国府台57-7
	掛川市	掛川市総合福祉センター「あいり〜な」2階	掛川市掛川910-1
	袋井市	袋井市総合センター	袋井市新屋1-2-1
	湖西市	湖西市西部公民館	湖西市駅南2-4-1
	御前崎市	御前崎ふれあい福祉センター「なごみ」	御前崎市白羽5402-10
	菊川市	菊川市総合保健福祉センター	菊川市半済1865
	森町	森町保健福祉センター	森町森50-1

〈県関係〉

名称	設置予定場所	設置予定場所所在地	電話番号	FAX番号
静岡県災害ボランティア本部・情報センター	静岡県総合社会福祉会館シズウエル 2階ボランティアビューロー	静岡市葵区駿府町1-70	054-205-5151	054-205-5141

7 静岡県災害対策本部・方面本部設置予定場所 一覧

本部名	設置予定場所	設置予定場所所在地	静岡県担当部署	連絡先
静岡県災害対策本部	静岡県庁別館5階 危機管理センター	静岡市葵区追手町9-6	危機管理部	054-221-2072
静岡県災害対策本部 賀茂方面本部	静岡県下田 総合庁舎2階	下田市中531-1	賀茂危機管理局	0558-24-2004
静岡県災害対策本部 東部方面本部	静岡県東部 総合庁舎本館3階	沼津市高島本町1-3	東部危機管理局	055-920-2002
静岡県災害対策本部 中部方面本部	静岡県藤枝 総合庁舎2階	藤枝市瀬戸新屋362-1	中部危機管理局	054-644-9104
静岡県災害対策本部 西部方面本部	静岡県中遠 総合庁舎東館1階	磐田市見附3599-4	西部危機管理局	0538-37-2204

8 静岡県第4次地震被害想定

静岡県では、従来の想定をはるかに超える甚大な被害のあった東日本大震災（平成23年）の教訓を踏まえ、地震・津波の被害想定を見直しました。災害時の支援活動の参考資料として、御活用ください。

〈第4次地震被害想定 of 想定項目〉

区分	主な内容
自然現象	地震動、液状化、津波、山崖崩れ
人的・物的被害	揺れ・津波などによる建物被害、火災被害、建物倒壊・津波などによる人的被害
ライフライン、交通施設等の被害	上下水道、電力、通信、ガス、道路、鉄道、港湾、空港・ヘリポート
生活支障等	住機能、医療機能、物資、し尿・ごみ・瓦礫
経済被害	直接的被害、間接的被害
被害・対応シナリオ	地震発生時の被害と対応等の推移を項目別に時系列形式で整理

静岡県第4次地震被害想定 of 資料を公開しています。

静岡県第4次地震被害想定

検索

富国有徳の理想郷—しずおか



Shizuoka Prefecture

災害時のボランティア受け入れ手引き

平成26年3月発行

発行者 静岡県

編集者 静岡県危機管理部

〒420-8601

静岡市葵区追手町9-6

TEL:054-221-3694 FAX:054-221-3252

E-mail:boujou@pref.shizuoka.lg.jp

URL:<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/>

社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会

〒420-8670

静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館3階

TEL:054-254-5224 FAX:054-251-7508

E-mail:chiiki@shizuoka-wel.jp

URL:<http://www.shizuoka-wel.jp/>

特定非営利活動法人 静岡県ボランティア協会

〒420-0856

静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館2階

TEL:054-255-7357 FAX:054-254-5208

E-mail:evolnt@mail.chabashira.co.jp

URL:<http://www.chabashira.co.jp/~evolnt/>